平成２８年（フ）第２７号
福岡県久留米市長門石４丁目５番４―17号、前住所福岡県久留米市三潴町玉満2548番地１アザレアハイム205号
債務者　富松　洋二
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第４７号
沖縄県那覇市おもろまち４丁目10番18号　タカダ新都心マンション303
債務者　小野里敬裕
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２９号
仙台市青葉区梅田町１番52号　第３前田河荘102
債務者　齋藤　泰子
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６４号
仙台市青葉区水の森３丁目34番24号
債務者　佐々木優一
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第８号
秋田県大館市字大田面333番地１アベニュー大田面Ｂ201、前住所秋田県大館市有浦６丁目１番17号
債務者　小野　　浩
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第４４号
茨城県水戸市双葉台５丁目799番地の10　県営双葉台東アパート４棟301号、旧住所茨城県水戸市堀町1133番地の３　安蔵住宅
債務者　内藤モモ子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１号
千葉県木更津市畑沢２丁目37番23号
債務者　森山ひろみ
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１５号
千葉県木更津市畑沢南２丁目31番21号　グレーハウスⅠ棟103号室
債務者　吉澤　里美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第８号
石川県かほく市白尾ネ15番地25　旭ヶ丘団地４号、従前の住所石川県かほく市内日角イ95番地４
債務者　岡口　美弥
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６号
岐阜県高山市奥飛騨温泉郷村上1498番地３　コーポ穂高205
債務者　横田　裕亮
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２７年（フ）第１９５号
三重県鈴鹿市鈴鹿ハイツ23番６号
債務者　田中　惠美
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１５号
三重県松阪市嬉野平生町942番地21
債務者　長谷川ルリ子
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１５号
三重県いなべ市大安町大井田2263番地　メゾン・シグナス大安Ⅰ112号室、旧住所三重県津市芸濃町椋本6207番地１　ガレッタ椋本Ｅ―３
債務者　佐々木康之
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
山口県下関市垢田町５丁目４番18号　メゾンアルゴ　108号
債務者　武田　謙一
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第３１１号
愛媛県伊予市下吾川1396番地６　フィオーレ201号
債務者　塩﨑　　智
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８号
福岡県久留米市江戸屋敷１丁目２番６号
債務者　石井　一法
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２９号
福岡県久留米市江戸屋敷１丁目２番６号
債務者　石井美奈子
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部